

**総務省地域情報化企画室の事業について**  
**(都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けた**  
**デジタル人材確保プロジェクト、ふるさと住民登録制度)**

**総務省 地域力創造グループ 地域情報化企画室**

# 都道府県と市町村が連携したDX推進体制と人材プール機能の確保

- 令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携したDX推進体制を構築できるよう取組を推進
- 都道府県において、市町村支援に向けたデジタル専門人材のプール機能を確保し、段階的充実を図る
- 総務省としても、必要なノウハウの提供をはじめ、各都道府県における取組推進を総合的にサポート

## 推進体制

推進体制に必要な4つの機能

- ①市町村との会議体設置
- ②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握
- ③市町村支援のために一定の専門人材を確保
- ④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

## 都道府県



## 市町村

取り組むこと

推進体制の会議体で市町村間の連携を視野に大枠の方向性を議論

### ●DX推進計画策定

#### ■重点取組事項

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・自治体情報システムの標準化
- ・公金収納におけるeL-QRの活用
- ・マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAI・RPAの利用促進
- ・テレワークの促進

- 身近なDXの推進による業務改善
- 広域連携による人材育成
- システム・ツールの共同調達 等



## 一部事務組合

## 総務省による取組支援

デジタル庁とも連携

### 【人材確保・育成のノウハウ提供】

- ①DX推進体制の構築に向けた**伴走支援**
- ②「**ガイドブック**」「**参考事例集**」
- ③自治体大学等関係機関での研修

【全国的広報】自治体の採用活動を広報

### 【アドバイザー派遣】

- ①**DXアドバイザー**  
(主に自治体DX、地方公共団体金融機構と共同)
- ②**地域情報化アドバイザー**  
(主に地域社会DX分野)

### 【財政措置】

- ①都道府県等による市町村支援のデジタル人材確保に要する経費、市町村によるCIO補佐官任用等に要する経費、DX推進リーダー育成経費について**特別交付税措置**
- ②令和7年度から、アクセラレータのうち**常勤職員の人件費**について**普通交付税措置**

# 都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築状況

- 都道府県と市町村の連携によるDX推進体制の構築等が重要であることから、令和6年1月19日、総務大臣から、各都道府県知事及び市町村長宛ての書簡を発送し、推進体制の構築・拡充を要請したところ。
- 令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築することに加え、市町村支援のための人材プール機能の確保に向けて、令和7年度から新たに、デジタル分野での一定の実務経験・スキルを持つ人材を「自治体DXアクセラレータ」として任命することとしている。

## 1. 推進体制の構築状況

①～④の全ての機能を揃え、**推進体制を構築しているのは32団体**（令和6年度末時点）

### ①市町村との会議体等を設置

R5 43団体 → **R6 47団体**（達成率100%）

### ②ヒアリング等を通じ市町村の現状・課題を把握

R5 38団体 → **R6 43団体**（達成率91%）

### ③市町村支援のために一定の専門人材を確保

R5 26団体 → **R6 38団体**（達成率81%）

### ④システム共同調達など推進体制下での取組テーマを設定

R5 27団体 → **R6 45団体**（達成率96%）



※令和6年度は全ての団体が3要件以上達成

✓ 推進体制の構築は、要件別では、概ね**40団体超**が実施  
⇒ **令和7年度末までの推進体制の構築に向け、引き続き支援**

【アクセラレータの任命状況】（7/14時点 速報値）  
**アクセラレータ数 53名（21団体）**

✓ 推進体制の構築や市町村支援のための人材プール機能の確保に向け、令和7年度から取組を強化し、**総合的に取組を促進**

## 2. 自治体DXアクセラレータの要件

都道府県が任用し、**市町村DX支援**を主たる業務とする職員のうち、以下のいずれかを満たす者。

- ① 民間企業、地方公共団体等において**デジタル分野に係る実務経験を5年以上**有すること。
- ② **IPAが実施する高度試験（レベル4相当）**のいずれかに合格していること。
- ③ ①②と同等以上の知見を有すること。

デジタル技術を活用した業務改革などシステムユーザー側の経験も含む。

## 都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

	現 行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	特別交付税 (措置率0.7)	<b>普通交付税</b> 単価780万円程度×人数
非常勤職員 業務委託		特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

# 自治体DXアクセラレータ500 プロジェクト

(都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト) 【新規】

○ 都道府県における人材プール構築の課題として、

- ① デジタル人材の採用に必要なノウハウが十分ではない
- ② 確保できるデジタル人材の質・量ともに十分ではない
- ③ 確保した人材の行政実務に関する基礎知識が不足しており、十分に活躍できないとの声が寄せられている。

➔ デジタル庁など関係省庁や民間企業と連携し、これらの課題を一気通貫で解決し、DX推進体制の構築を強力に推進

## 1.採用ノウハウの伝授

■ **総務省とデジタル庁が連携し、各都道府県の人材確保を支援**

支援項目の例

- ①管内市町村の課題を洗い出し・深堀
- ②業務と人材像の明確化
- ③採用工程・任用形態・管理体制の整理

■ **ノウハウ等を47都道府県に展開**

(人材確保イメージ)



## 2.人材の質・量の確保とコーディネート支援

■ **広報媒体も積極的に活用しながら、関係企業等に広く協力を呼びかけ、人材プールの候補となる企業・人材をリスト化**

■ **都道府県は、上記リストも活用しながら人材プールを構築。必要に応じ、関係省庁と連携して、都道府県と人材とのマッチング等をコーディネート**

■ プールされた人材を、「自治体DXアクセラレータ」に任命し、ネットワーク等についても継続的にフォロー。全都道府県・業界団体等に対し、好事例を積極的に周知・広報

➔ **全国で500名の任命を目指す**  
※各都道府県10名+aのイメージ



## 3.行政知識の獲得

■ **基礎的な行政実務に関する研修メニュー・テキストを作成**

■ **自治大学校等で、採用が決定したデジタル人材に対し、行政実務研修を実施。**



# 自治体DXアクセラレータ500 プロジェクト

## — 人材確保の伴走支援とフォーラム開催

- 民間企業やデジタル庁と連携し、都道府県の人材確保を**伴走支援**
- 全国的な**DXの機運醸成**に向け、自治体職員を対象とした**フォーラムを開催**

**伴走支援** ⇒ **3県の取組内容を全国に共有し、横展開を促進**

### 高知県

#### 【現状・課題】

- 半数以上の市町村が人口5,000人未満でDXの余力がない。市町村の実務に従事するデジタル人材の確保・体制構築が課題。

#### 【目標】

- 3名以上デジタル人材を採用し、令和8年度からの人材管理運用スキームを決定する。
- 遅くとも令和10年度から9名体制を維持。県内6ブロックに配置し、市町村DXを伴走支援する体制を整備する。

#### 【支援内容】

- 人材確保方法の決定や庁内での調整
- 人材管理運用スキームの具現化

### 宮城県

#### 【現状・課題】

- 委託事業による市町村DX全般に係るスポット支援等を実施しているが、デジタル人材の常勤形態での派遣を希望する市町村が多い。

#### 【目標】

- 令和8年4月1日から4名をデジタル人材として任用する。
- 令和9年度末までに市町村が持続可能でよりよい住民サービスを提供できるよう、DX支援のためのデジタル人材の育成・共有を実現。

#### 【支援内容】

- 支援市町村決定のための市町村ヒアリング
- 人材像・業務・任用形態等の明確化

### 福井県

#### 【現状・課題】

- 市町ヒアリングを実施したが、本質的な課題を洗い出すに至らなかったため、どのような支援を行うべきか具体化できていない。

#### 【目標】

- 令和7年度に市町課題の深掘りを行う。
- 令和8年度に支援策の具体的検討を行い、令和9年度からの実施を目指す。

#### 【支援内容】

- 市町のニーズ把握調査等
- 市町支援方針や業務委託内容の具現化

**フォーラムの開催** ⇒ **各地域のニーズを踏まえながら、今後も複数のフォーラム開催を予定**

- **DX推進体制加速化フォーラム ～みんなで描こう2040ビジョン～**（6月28日（金）東京都にて開催）
  - ・ 2040年までに目指すべき将来像とそれに向けた課題をテーマに、民間有識者による基調講演やパネルディスカッション等を実施（自治体職員約80名が参加）。
- **地域DX推進に向けたフォーラム**（7月1日（火）福井県にて開催）
  - ・ 総務省の関係セクションが一同に会し、デジタル人材確保・育成に向けた各種支援施策の説明を行うとともに、地域DXの有識者によるパネルディスカッション、テーマ別のグループワーク等を実施（自治体職員約50名、総務省職員約30名が参加）。

# 人材プールの確保に向けた人材・協力企業の掘り起こし

- 都道府県と市町村が連携したDX推進体制を構築し、その中で、都道府県が市町村の求める人材プールを構築していく上では、「人材の供給源」の確保が課題。

➔ デジタル人材への広報やIT企業等に対する働きかけを実施。

## デジタル人材に向けた広報

- 自治体独自のデジタル人材の募集では応募が集まりにくいという実情を踏まえ、自治体のデジタル人材の採用活動を、SNS等を活用した広報により支援。
- SNS等に配信する広告から遷移するランディングページでは、各自治体におけるデジタル人材の採用時期や勤務条件、採用募集ページのリンク等を掲載し、潜在層を含むデジタル人材が採用情報にリーチしやすい環境を整備。

### 広告媒体

静止画バナー広告

- ・ Facebook
- ・ Instagram
- ・ Yahoo!



動画広告

- ・ YouTube



### ランディングページ



### 出口（リンク先）



各自治体の採用HPに遷移

### ランディングページ 掲載内容

- ・ 全国の自治体でデジタル人材を募集
- ・ 求める人材像（デジタル人材とは）
- ・ 柔軟なワークスタイル（常勤、非常勤、副業、テレワークなど）
- ・ 全国採用状況一覧

## IT分野等の企業への働きかけ

- 自治体に対するデジタル人材の派遣に関心を有するIT企業等（数十社程度を想定）を中心に、人材プール確保の取組への協力を働きかけ。

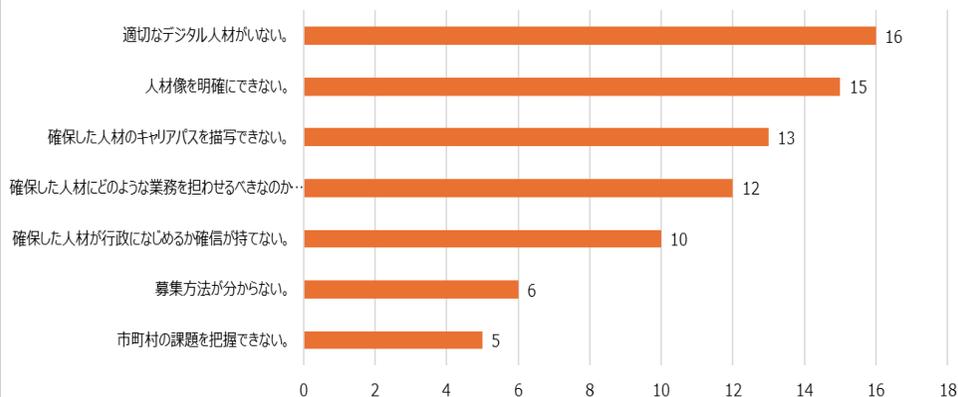
# 都道府県と市町村が連携したDX推進体制における人材プール機能の構築・確保に向けた調査結果

R8概算要求額：296百万円  
(R7当初予算額： 0百万円)

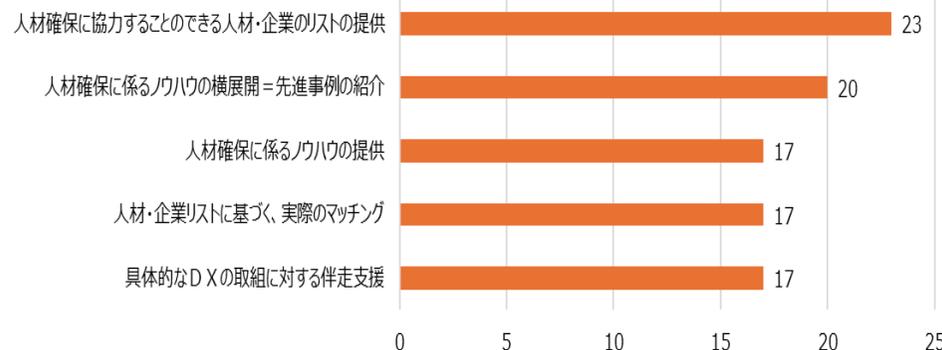
## 都道府県における課題と国に求める支援策 (調査期間：令和7年8月6～26日 対象：全都道府県)

- 多くの都道府県が、**適切な人材がないことや人材像・ジョブディスクリプション・キャリアパスを明確にできないこと、確保に要するコスト**といった点に課題を抱えている状況。
- 国に求める支援策・対応については、これらの課題に対応する形で、**人材・企業の紹介や、人材確保ノウハウの・先進事例の提供、具体的なDXの取組に対する伴走支援**などを求める声が多くなっている。

### <アクセラレータの確保に係る課題>



### <国に求める支援策・対応>



## 支援の方向性 (案)

- 上記のような課題に対応するため、次の3点を軸にパッケージングし、支援を強化。

### 1. 機運醸成

- ✓ 各都道府県・域内市町村のDX担当部局が一同に会するフォーラムを開催。
- ✓ 自治体のDXを支援する事業者やデジタル人材も招へいし、市町村支援に関する意見交換やDXの成功事例のプレゼン等を通して、機運の醸成につなげる。

### 2. 採用活動支援

- ✓ 自治体が独自にデジタル人材を募集しても応募がなかなか進まないという実情を踏まえ、専用サイトを設け、採用情報を一元化。
- ✓ 都道府県のニーズを踏まえ、市町村支援の取組や人材確保を伴走支援。

### 3. 好事例の横展開

- ✓ 全都道府県に対し、推進体制の構築状況のフォローアップをヒアリング等により実施。
- ✓ 推進体制構築・拡充に係る課題を継続的に分析するとともに、好事例の収集も実施。
- ✓ 推進体制構築・拡充に係るノウハウ等の横展開に努める。

### 3. (3) 公務人材の確保

- 地方公共団体における公務人材をどのようにして確保していくかについては、総務省としても令和5年12月に人材育成・確保を戦略的に進めるための指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定し、（中略）公務人材の確保に向けた取組が行われているところである。
- （中略）都道府県等がデジタル人材を確保し、市町村を支援する場合について、人件費等に対する地方交付税措置など**人材確保に向けた財政面での手当**も行われているところである。
- しかしながら、地方公共団体においては、特に技術職員や保健師、**デジタル人材などの専門人材を中心とした人材の不足**が、目下の大きな課題となっており、将来的には一層の深刻化が見込まれ（中略）従来の取組では、対応が極めて困難となることが見込まれる。
- そのため、例えば、**デジタル人材の確保については、都道府県が市町村のDX支援に向けて、デジタル人材のプール機能を確保する体制の構築に取り組んでいる**（中略）
- 急激な人口減少の中で、地域における人材の不足も深刻化している。このため、公務に民間人材を活用するという観点にとどまらず、公務部門・民間部門を通じて、専門人材を含め、地域において公共的な役割を果たす人材を確保していくという観点も重要である。このような人材を地域全体でプールしていくため、地方公共団体がプラットフォームの役割を担うことが期待されている。

### 4. 個別事務の役割分担の見直しと地方自治の諸原則との関係

- 都道府県と市町村との関係については、地方自治法上、市町村は基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理することとされている事務を除き一般的に普通地方公共団体の事務を処理することとされており、市町村優先の原則が採られている。
- しかしながら、**人材不足が深刻化**しており、今後、市町村における事務処理に関するリソース確保を巡る環境は更に厳しさを増し、**行政サービスの適切な提供にも課題が生じる**ことが考えられる。このような住民が受けるサービスそのものに大きな影響を及ぼす事態は、平成11年の地方分権一括法により地方自治法に規定された、**地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするという、地方公共団体としての基本的な役割を全うする観点からも対応が不可欠**である。

#### 4. 個別事務の役割分担の見直しと地方自治の諸原則との関係（つづき）

- そのためには、これまでの、行政分野単位でできる限り事務をまとめて処理主体を定めるという発想で止まるのではなく、（中略）各行政分野の個別の事務について具体的な検討を行うことが必要である。（中略）**専門性が求められる事務や、より広域的な観点で処理することが求められる事務等について都道府県や国と連携して事務処理を行うことが考えられる。**
- このような役割分担の見直しを含む個別の事務に着目した丁寧な見直しを、市町村における事務処理の現場の実情・課題を踏まえたボトムアップによる議論に基づき進めていくことで、市町村行政全体で見たときには、画一性・統一性が強く求められる事務に多くのリソースを割かざるを得ない状況を変え、深刻化する人材の制約を乗り越えることができる。さらに、**市町村が各地域におけるそれぞれの行政課題に向き合い、地方創生に向けた取組を含め、創意工夫を要する事務により力を注ぐことを可能とし、その結果、地域における行政を自主的・総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることにつながる**ものである。

#### 8. おわりに

- これまでも、事務処理上の課題への対応については、各市町村の自主的な検討に委ねられ、市町村間の連携なども一定程度進んできたところであるが、市町村によっては、課題対応の検討のためのリソースが不足しているという状況にも至っている。このため、**都道府県が、市町村の検討を支援する立場を明確にし、大都市等とも協力しながら、それぞれの地域の状況を踏まえ、市町村からのボトムアップによる検討を円滑に行えるようにすることが必要である。**また、国としても、地域における議論を踏まえながら、共通的な対応方策が見出された場合に対応方策の選択肢を示す、あるいは、必要な制度の見直しを行うことが求められる。
- **都道府県と市町村による地域の実情に即した検討**と、国における行政分野全体での検討、さらには政府全体での行政分野間を見渡した検討とが車の両輪となって、実効性の高い見直しの議論を進める必要がある。その際、本報告書が示した検討の視点は、関係者間の議論を円滑に行うための共通理解を醸成する上で有用だと考えられる。

# 「ふるさとと住民登録制度」の創設について

R8概算要求額：事項要求  
(R7当初予算額：0百万円)

- 出身や居住経験といった縁がある「ふるさと」には、誰しも特別な思い入れがある。また、デジタル化の進展やライフスタイルの多様化により、副業、さらには二地域居住など、住所地以外の地域との関係も広がりが増している。
- こうした多様な姿を持つ「関係人口」を見える化し、地域への継続的な応援を国民運動とするためのプラットフォームとして、関係府省庁と連携し、「ふるさとと住民登録制度」を創設する。
- 多くの国民や自治体が参加できるように、国が共通システムを構築し、「ふるさとと住民アプリ」の早期リリースを目指す。

## 目指す姿のイメージ

- ・ふるさとに思いを馳せる方
- ・地域の力になりたい方
- ・災害ボランティア
- ・二地域に居住する方

など



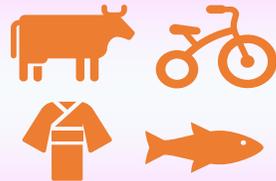
登録 ↓ ↑ 発行

自治体

登録

(国が共通システムを構築)

地域経済の活性化 → **ベーシック登録 (仮称)**

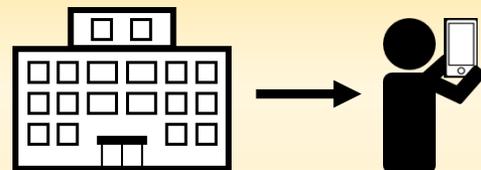


特産品購入  
ふるさと納税



観光リピーター

自治体からの情報提供



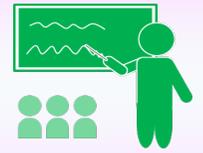
活動に役立つ各種情報を発信

関わりの深化

地域の担い手確保 → **プレミアム登録 (仮称)**



ボランティア  
副業

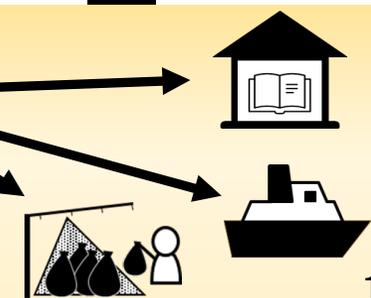


二地域居住

地域への  
貢献

自治体からの情報提供  
官民の各種サポート

手続の円滑化をはじめ、  
活動に役立つ官民の  
様々なサポートを実施



# (参考) 先行団体事例集 1 / 3

## ①【気仙沼ファンクラブ】－気仙沼市（宮城県）

[2013～]

### <取組の概要>

- ・気仙沼ファンに、市の近況を知ってもらうためのファンクラブ

### <主なターゲット> 気仙沼ファン（震災後の支援者、出身者）

### <参加メリット>

- ・メールマガジンにより定期的に観光や特産品情報を発信
- ・手作り木製の会員証を送付（店舗や美術館の割引特典あり）



### <効果・影響>

- ・登録者：約2万2千人（令和7年8月時点）

## ②【愛着人口】－磐梯町（福島県） [2021～]

### <取組の概要>

- ・町の総合計画や人口ビジョンに「愛着人口」増を位置づけ、（一社）ばんだい振興公社を中心に、愛着人口を対象にした事業を実施
- ・町役場としても、「旅する副町長」や教育長、課長職に二地域居住者を登用するなど、地域外の人との関わりを重視

### <主なターゲット>

- ・単なる関係人口ではなく、町に「愛着」を持つ人

### <参加メリット>

- ・滞在費用の一部支援等

### <効果・影響>

- ・地域と具体的な接点を持つ、域外からの「担い手」が増加



## ③【横瀬町二地域居住コンソーシアム】

－横瀬町（埼玉県） [2025～]

### <取組の概要>

- ・都心からのアクセスの良さを活かし、二地域居住希望者のゲートウェイ拠点を目指す実証事業
- ・“横瀬版ふるさとワーキングホリデー”  
：通年雇用が難しい事業者と二地域居住者とをマッチング

### <主なターゲット>

- ・副業型移住者、二地域居住者

### <参加メリット>

- ・二地域居住者のライフスタイルにあわせ、スポットワーク、滞在拠点、町民とのコミュニティづくり、保育園留学、カーシェアなどを支援



### <効果・影響>

- ・町外からの訪問者・宿泊者が増。今後、労働力不足の解消も期待。

## ④【ネオ山古志村（山古志DAO）】

－（旧）山古志村（新潟県） [2021～]

### <取組の概要>

- ・住民組織が中心となり、電子住民票「NishikigoiNFT」を発行。
- ・デジタル関係人口を創出し、地域住民との双方間のウェルビーイングを促進。新たな自治のあり方へ共に挑んでいる。

### <主なターゲット>

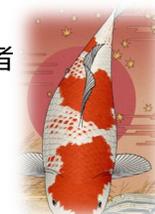
- ・山古志地域のアイデンティティの共感者（国内外問わず）
- ・震災以降、居住の有無に関わらず共に地域を繋いだ共感者

### <参加メリット>

- ・地域コミュニティへの参画、地域への多様な関わり
- ・自らの能力、得意分野を生かした地域貢献

### <効果・影響>

- ・NFTを接点に世界中から知恵や資源、独自資金を調達
- ・約700人の地域住民に対し、約1,800人のデジタル村民（国内7割：海外3割）
- ・中越地震メモリアル行事や小中学校運動会の運営など、地域×デジタル村民の共創が本格化



# (参考) 先行団体事例集 2 / 3

## ⑤【帰る旅】－南魚沼地域（新潟県）ほか※

[2022～]

### <取組の概要>

- ・（一社）雪国観光圏とじゃらんリサーチセンター（株）リクルートが協働で推進
- ・宿泊滞在拠点やシェア型拠点の利用、スタディツアーへの参加を通じて地域の人たちとの関係性を育み、その地域を定期的に来訪する「支援者・コアファン・仲間」になっていただくことを目指す。

### <主なターゲット>

- ・地域活動に関心のある人

### <参加メリット>

- ・宿泊料免除（家業・事業のお手伝い及び自室清掃が条件）

※ 魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、みなかみ町、栄村



Kaeru-Tabi-Project

## ⑦ 地域活性化起業人の活用

－山県市（岐阜県） [2024～]

### <取組の概要>

- ・都市部の企業社員が「地域活性化起業人」として、そのマネジメント経験等を活かし、商工会と連携し市内企業の業務効率化に向けたITツールの導入等による業務サポートを実施。  
(月に数回勤務（副業）)

### <主なターゲット>

- ・三大都市圏等に所在する企業等の社員

### <参加メリット>

- ・報酬・旅費の支給
- ・キャリアアップ、社会貢献
- ・地域との新しい関係の構築



## ⑥【ヒダスケ!】－飛騨市（岐阜県） [2020～]

### <取組の概要>

- ・市民の困りごとをプログラム化し、お手伝いしたい人とWEB上でマッチング  
(飛騨に心を寄せるファンが登録可能な「飛騨市ファンクラブ」会員からの地域の手伝いをしたいという要望から開始)

### <主なターゲット>

- ・飛騨市の地域のお手伝いをしたい人

### <参加メリット>

- ・農作業、お祭りなど、  
楽しみながら地域の課題解決・発展に貢献

### <効果・影響>

- ・年間1500人が参加
- ・地域課題を交流資源とし、新たな関係人口創出に寄与



## ⑧ 外部人材の活用、推し活層の二地域居住推進

－北栄町（鳥取県） [2022～]

### <取組の概要>

- ・複業コミュニティの（一社）Work Design Labと連携協定を締結
- ・「北栄町版地域の人事部」として、複業人材と地域企業をマッチングし、地域企業の稼ぐ力を強化
- ・若者・女性を中心とする「推し活層」を対象に、テレワーク体験、地域交流を含むツアー等を11月に実施予定

### <主なターゲット>

- ・町外の企業人材、複業人材、推し活層

### <参加メリット>

- ・地域と関係構築、キャリアアップ等

### <効果・影響>

- ・地域活性化を目指す団体「EIIHOKUEI」が立ち上がるなど、新しい外部人材を呼び込むコミュニティが生まれつつある。

**EIIHOKUEI**

# (参考) 先行団体事例集 3 / 3

## ⑨【ふるさと住民票】 [2015～]

－ニセコ町、平泉町、飯館村、行方市、近江八幡市、丹波市、かつらぎ町、日野町、琴浦町、三木町、佐那河内村、錦町

### <取組の概要>

- ・12市町村が（一社）構想日本とともに共同で運営。
- ・市町村が関係人口とのつながりをカードという形で可視化することで強くし、地域づくりにいかすことを目指す。

### <主なターゲット>

- ・仕事や介護、災害、ふるさと納税などで、居住地以外の地域と関わりを持ちたい人たち
- ・出身者、進学で転出する若年世代

### <参加メリット>

- ・「ふるさと住民」登録者にオリジナルの「ふるさと住民カード」を発行、定期的に広報紙やメルマガなどを送付
- ・公共施設を住民料金で利用可能
- ・「ふるさと住民」同士のリアル交流会を通して地域づくりに貢献できる

※団体によって取組は異なる。

### <効果・影響>

- ・進学で転出する若年世代との関係性を構築することで、Uターンや里帰り出産などの需要増
- ・アンケート調査やパブリックコメントに活用
- ・ボランティアやイベント参加を通じたつながりの実感



ふるさと  
住民票



## ⑩【ふくしまぐらし。×テレワーク支援補助金】

－福島県 [2020～]

### <取組の概要>

- ・県が移住や二地域居住の希望者または継続的な関係づくりを希望する福島県外の在住者が福島県内に滞在し、コワーキングスペース等でテレワークを行った費用等を補助。

### <主なターゲット>

- ・ふくしまファンクラブの会員であって、県外在住の雇用者、法人、個人事業主等に該当する者

### <参加メリット>

- ・ふくしま“ロング・テレワーク”  
体験コース：3/4補助（上限30万円/人）
- ・ふくしま“ショート・テレワーク”  
体験コース：1/2補助（1万円/泊・人）  
（対象経費）宿泊費（飲食代除く）、交通費、コワーキングスペース等の施設利用料、レンタカー代



## ⑪【しまっち！】－島根県 [2021～]

### <取組の概要>

- ・県内の地域団体等が登録する地域活動プログラムと、関心のある人とのマッチングを支援

### <主なターゲット>

- ・県内外の島根の地域活動に関わりたい人

### <参加メリット>

- ・自分らしい距離感で島根との関わり方を見つけられる

### <効果・影響>

- ・サポーター登録者数1,925人（2025年7月末時点）
- ・累計309件がマッチング（2025年7月末時点）



# 地方公共団体の皆様にお取り組みいただきたいこと

- 先行自治体においては、公式ホームページ等を通じて、
  - 地域の風土や魅力に関連するもの、子ども・子育て支援策、移住支援策といった恒常的に発信していく情報や、
  - 地域のお祭り等のイベント情報や担い手の募集情報などその時々状況に合わせた情報など、関係人口の創出に向けて、様々な情報発信が行われております。
  
- また、担い手活動を行うなど、地域との関わりが深めた者に対して、地域活動を行う上で必要となるサポートの提供を行うなど、様々な推進策が講じられております。
  
- こうしたことを踏まえ、各自治体におかれては、先行自治体の取組例も参考としながら、
  - どのような関係人口に対し、どのような情報提供をしていくのか、
  - 地域との関わりを深め、担い手の確保につなげるためには、どのような推進策を講じていくべきなのかという点について、検討を進めていただきたいと考えております。
  
- 総務省としても、関係府省庁からなる連絡会議の枠組みの下で、制度の具体化に向けて検討を進めているところであり、その進捗に応じて、適切なタイミングで情報提供していくよう努めてまいります。

# 自治体が実施する二地域居住・関係人口施策への支援（特別交付税措置）

総務省では、都道府県・市町村が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講じることとしている。

- 地方自治体が発行する二地域居住・関係人口施策に要する経費（措置率0.5×財政力補正）
- 「二地域居住コーディネーター」の設置に要する経費（1人当たり500万円上限（兼任の場合40万円上限））

## 情報発信

- ★ 二地域居住希望者等に対する情報発信に係る財政措置
  - ・ 相談会、セミナー等の開催に要する経費
  - ・ 関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費
  - ・ 各地方自治体のホームページや東京事務所等における情報発信に要する経費
  - ・ コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費
  - ・ 二地域居住等の促進のためのパンフレット・プロモーション動画等の制作に要する経費
  - ・ 二地域居住者等の登録のためのシステムの構築・維持に要する経費
- (※1) 等

## 相談窓口の設置

- ★ 二地域居住希望者等が地域での具体的な生活等の相談ができる窓口の設置に係る財政措置
- ・ 地域内の相談窓口の設置に要する経費
- ・ 都市部等の地域外での相談窓口の設置に要する経費

## コーディネーターによる支援

- ★ 二地域居住希望者等に対する情報提供や相談対応等を行うコーディネーターの設置に係る財政措置
- ・ 二地域居住・関係人口に関する施策の企画・立案・実行の支援
- ・ 二地域居住希望者等への情報提供や相談対応、円滑な地域生活への支援
- ・ 「デュアルスクール」・保育園留学における児童生徒の円滑な就学・保育の支援
- ・ 地域留学の支援 (※4) 等

## きっかけづくり

- ★ 二地域居住を検討する上での不安・懸念を軽減、払拭することを目的とした体験の実施等に係る財政措置
- ・ 「二地域居住体験ツアー」等の実施に要する経費
- ・ 地域留学のプログラムづくりに要する経費
- ・ 「デュアルスクール」や保育園留学のプログラムづくりに要する経費
- ・ 移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備に要する経費 (※2)
- ・ 地域住民との交流機会やプログラムの実施に要する経費
- ・ 地域のファンクラブの設置に要する経費
- ・ 二地域居留意識動向の調査に要する経費 等

## 受入環境の整備

- ★ 二地域居住希望者等の就職や兼業・副業の支援又は住居支援に係る財政措置
- ・ 二地域居住希望者等に対する就職や兼業・副業の支援、住居支援（空き家バンクの運営、住宅改修への助成） (※3) 等

(※1) 二地域居住者等の登録のためのシステムの構築に要する経費であって、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象とならないものについては、本特別交付税措置の対象となる。

(※2) 民間事業者が実施主体となる整備は新築する場合を除く。地方自治体が発行主体となる整備は地域活性化事業債の活用が可能である。なお、地域活性化事業債の対象経費については、本特別交付税措置の対象とはならない。

(※3) 二地域居住者の交通費への支援等の現金給付は対象外。

(※4) 地域外からの学生の受入れを主たる目的としたものに限る。学校魅力化を主たる目的としたものを除く。また、当該地方自治体の地方創生総合戦略等の計画に位置付けられたものに限る。

(※5) 二地域居住・関係人口施策については、移住・定住対策と一体的に実施することもある。二地域居住・関係人口施策を主たる目的とする事業の場合は、二地域居住・関係人口施策に係る特別交付税措置、移住・定住対策を主たる目的とする事業の場合は、移住・定住施策に係る特別交付税措置として算定する。